

諮問日：令和元年7月10日（令和元年度（情）諮問第11号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（情）答申第23号）

件名：千葉地方裁判所松戸支部の特定の部屋付近のビデオの開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

千葉地方裁判所松戸支部4階民事書記官室付近の特定日時のビデオ（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、千葉地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、千葉地方裁判所長が令和元年6月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 犯罪の証明及びえん罪の再審のため本件開示申出文書のビデオは必須であり、裁判官に見せるための公益目的であるから、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示がされるべきである。
- 2 本件開示申出文書のビデオは5分以内のものであり、千葉地方裁判所松戸支部には警備員はいないため、警備の都合は全く理由がない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書のビデオとは、裁判所が庁舎管理上設置している防犯カメラにより録画された映像データであると解される。また、本件開示の申出の内容は、千葉地方裁判所松戸支部の4階民事書記官室付近という具体的な位置を

示した上で、同位置を撮影したビデオの開示を求めるものである。

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、同裁判所の特定の位置の防犯カメラの設置の有無及びその場所に係る情報（撮影範囲に係る情報を含む。）が公になる。これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号及び6号に規定する、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

- 2 なお、本件開示申出文書の存否を明らかにすることにつき、取扱要綱記第4に定める公益上特に必要があると認める事情はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和元年7月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同月29日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年8月1日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同月13日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ 同月15日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ⑦ 同年10月18日 | 審議 |
| ⑧ 同年11月15日 | 審議 |
| ⑨ 同年12月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、千葉地方裁判所松戸支部における防犯カメラの設置の有無及びその場所に係る情報が公になると認められる。かつ、この情報が公になると、法5条6号に規定する警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで同号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 苦情申出人は、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示を求めているが、苦情申出人の主張を踏まえて検討しても、本件開示申出文書の存否に関する情報について、公益上の理由による開示を相当とすべき事情は認められない。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人